

お知らせ

令和7年(2025年)7月22日

報道機関各位

函館市総務部人事課

TEL 21-3667

令和7年函館市市民貢献賞表彰式の開催について

標記の表彰式を、下記のとおり開催しますので、取材方よろしくお願いいたします。

記

1 日 時

令和7年8月1日(金) 午後1時30分

2 場 所

函館国際ホテル 2階 鳳凰の間(函館市大手町5番10号)

3 式 次 第

(1) 開 式

(2) 式 辞 函館市長 大泉 潤

(3) 表 彰

(4) 祝 辞 函館市議会議長 金澤 浩幸

(5) 閉 式

4 受 賞 者 3者(個人3)

【地方自治功劳】

加藤 千州雄 氏

【保健福祉功劳】

山田 富雄 氏

岡 真行 氏

5 配付資料

(1) 受賞者功績概要

(2) 表彰制度概要

令和 7 年(2025年)函館市市民貢献賞
(報道用資料)

(令和 7 年 7 月 22 日調製 総務部人事課)

1 受賞者功績概要（敬称略）

【 地方自治功労 】

受賞者	かとう ちずお 加藤 千州雄【71歳】
活動年数	40年
個人・団体	個人
功績概要	氏は、昭和60年から渡島東部消防事務組合戸井消防団員として消防団務に携わり、市町村合併後には、函館市戸井消防団副団長等を経て、令和3年に団長に就任した。 この間、地域住民の消防団活動に対する理解の醸成を図り、団員の確保に努めたほか、火災予防研修を実施して防火指導を徹底させるなど、郷土防災に多大な成果を上げた。 函館市戸井消防団団長就任後は、他消防団との連携を強化するとともに、豊富な経験と識見、旺盛な研究心を生かして、地域に密着した防災機関としての消防団づくりに努めた。
経歴・ 賞罰等	・元 渡島東部消防事務組合戸井消防団 団員～副分団長 S60. 4～H16. 11 ・元 函館市戸井消防団 副分団長～副団長 H16. 12～R 3. 3 ・元 函館市戸井消防団 団長 R 3. 4～R 7. 3 ・H27 北海道知事永年勤労章（消防功労） ・H29 北海道消防協会功績章（消防功労） ・H30 消防庁長官永年勤続功労章（消防功労） ・R 3 日本消防協会精績章（消防功労） ・R 7 日本消防協会功績章（消防功労）

【 保健福祉功労 】

受賞者	やまだ とみお 山田 富雄【93歳】
活動年数	13年
個人・団体	個人
功績概要	氏は、老人クラブ大川町福寿会等での活動を経て、函館市老人クラブ連合会の理事、副会長を歴任し、令和2年に会長に就任した。 この間、市内の各クラブの指導者育成、広報活動や健康づくりのための研修会の実施などを通じ、各クラブの活動の活性化に貢献した。 また、令和4年からは北海道老人クラブ連合会の副会長として、持続可能な老人クラブの運営のあり方などの検討・推進を通じ、道内各クラブ間の連携強化に貢献した。 これらの活動のほか、道南陸上競技協会の名誉副会長として、その知見を生かし、道南地域における陸上競技参加者の拡大、普及育成等に努めている。
経歴・ 賞罰等	・元 函館市老人クラブ連合会 会長 R 2. 6～R 6. 5 ・元 函館市社会福祉協議会 評議員 R 2. 6～R 6. 5 ・元 北海道老人クラブ連合会 副会長 R 4. 8～R 6. 5 ・現 道南陸上競技協会 副会長・名誉副会長 H12. 4～H21. 3・ H21. 4～現在 ・現 老人クラブ大川町福寿会 会長 H23. 4～現在 ・現 函館市老人クラブ連合会 顧問 R 6. 6～現在 ・H28 函館市老人福祉功労者表彰 ・H29 函館市体育協会競技普及貢献賞 ・R 2 瑞宝双光章（ずいほうそうこうしょう・教育功労）

受賞者	おか しんぎょう 岡 真行【77歳】
活動年数	51年
個人・団体	個人
功績概要	氏は、昭和49年から保護司として保護観察対象者への指導助言等に努めており、対象者の自立更生、社会復帰に尽力している。 保護司として委嘱された後、平成13年に函館地区保護司会副会長、平成30年からは同会長として、また、同年からは函館保護司会連合会会長として、保護司会などの活動に意を注ぎ、各地区保護司会・関係機関との連携強化、新任保護司育成など、保護司活動の充実・発展に貢献した。 これらの活動にあわせて「社会を明るくする運動」などの犯罪防止活動に取り組んでいるほか、函館市社会福祉協議会理事として、福祉サービスの向上や福祉制度の充実に貢献した。
経歴・賞罰等	・元 函館地区保護司会 副会長 H13.4～H30.4 ・元 函館保護司会連合会 副会長 H13.5～H30.5 ・元 函館地区保護司会 会長 H30.4～R7.4 ・元 函館保護司会連合会 会長 H30.5～R7.4 ・元 函館市社会福祉協議会 理事 R30.6～R7.6 ・現 保護司 S49.8～現在 ・現 函館地区保護司会 顧問 R7.4～現在 ・H11 法務大臣表彰（保護司活動） ・H18 藍綬褒章（らんじゅほうしょう・保護司活動） ・H30 瑞宝双光章（ずいほうそうこうしょう・保護司活動）

2 表彰制度概要

1 趣 旨

福祉の増進，産業経済の振興発展，教育文化の発展，市民活動やまちづくりの推進など，市政の各分野において多年にわたる貢献が認められる個人または団体に対し，函館市市民貢献賞を贈呈する。

2 表彰分野

市民貢献賞は，函館市市民貢献賞規則に基づき，下記の表彰分野において，市政への貢献が顕著な個人または団体について，市からの推薦と一般公募による推薦を受けた候補者の中から，函館市市民貢献賞選考委員会による選考を経て，市長から表彰を行う。

- (1) 地方自治功労（地域住民活動や防災などの地方自治の発達に貢献したもの）
- (2) 産業経済功労（商工業，観光業，農林水産業など産業経済の振興に貢献したもの）
- (3) 保健福祉功労（福祉や医療など社会福祉の増進および保健衛生の向上に貢献したもの）
- (4) 教育文化功労（教育，文化，スポーツなど教育文化の発展に貢献したもの）
- (5) 市民活動功労（国際交流，まちづくり活動などその他公益の増進に貢献したもの）

3 表彰の推薦基準等

- (1) 函館市功労賞や函館市文化賞に次ぐ表彰制度として，市政への貢献が顕著な個人または団体を表彰する。
- (2) 活動の公益性や市政への貢献を考慮し，個人の場合は，市内に住所を有し，主たる功績に係る団体等での在職期間が概ね10年以上かつ概ね3年以上代表またはそれに準ずる職にある者，団体の場合は，市内に住所を有し，主な功績に係る活動期間が概ね10年以上のものとするが，これらに相当する顕著な功績がある場合はこの限りではない。
- (3) 原則，団体の場合は活動中，個人の場合は主な功績に係る団体等の過去1年の退職者または現職の者および活動中の者を対象とする。ただし，特に認める場合はこの限りではない。
- (4) 功労賞および文化賞の被表彰者は，重複受賞を避けるため対象外とする。

4 表彰の実施方法

(1) 選考方法

推薦を受けた候補者を特別職等で構成される函館市市民貢献賞選考委員会に諮り，候補者を選考し，市長が受賞者を決定する。

(2) 贈呈品および表彰方法

賞状および褒賞金品

5 表彰日について

8月1日（市制施行日）